

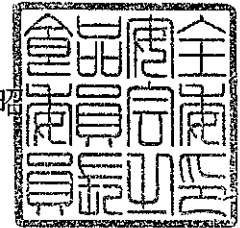
府 食 第 7 1 6 号  
平成 1 7 年 7 月 2 1 日

厚生労働大臣

尾辻 秀久 殿

食品安全委員会

委員長 寺田 雅昭



食品健康影響評価の結果の通知について

平成 1 5 年 1 1 月 2 1 日付け厚生労働省発食安第 1 1 2 1 0 0 1 号をもって貴省から当委員会に対して意見を求められたアセトアルデヒドに係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成 1 5 年法律第 4 8 号）第 2 3 条第 2 項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細をまとめたものは別添のとおりです。

記

アセトアルデヒドは、完全に生体成分に代謝され、かつそのレベルは生理的範囲を超えないと予測されるため、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。